



記者発表資料

平成21年6月19日

大阪経済記者クラブ会員各位

「平成22年度中小企業対策に関する要望」建議について

【お問合せ】

大阪商工会議所 経済産業部（近藤・高橋）

TEL：06-6944-6304

【概要】

大阪商工会議所は、本日開催の常議員会で「平成22年度中小企業対策に関する要望」を決議し、本日付で、内閣総理大臣、経済産業大臣はじめ政府関係機関に建議する。

本要望は、大阪商工会議所の会員企業への施策ニーズ調査などを踏まえ、中堅・中小企業委員会（委員長＝更家悠介・サラヤ株式会社）で取りまとめたもの。近く、更家委員長が、中小企業庁長官（7月8日予定）や近畿経済産業局長（6月22日予定）など経済産業省幹部を訪問し、要望の実現を直接働きかける予定。

要望ではまず、現下の経営環境について「百年に一度の経済危機」と並行して「百年に一度の環境産業革命」がダイナミックに進行するなど、新たな国際競争がスタートしていると指摘。こうした時代の節目にあって、「経済危機克服と再成長に向けた支援策の加速化を」をメインテーマに、企業の資金繰り・雇用支援など当面の止血策はもとより、産業のイノベーション創出による再成長のための施策拡充に力点を置いている。

具体的には、経済社会の大宗を占める中堅・中小企業が、「環境」「医療」など新たな成長分野に参入していくための支援策の強化や、GDPの約7割を占めるサービス産業の生産性向上など、伸びる意欲のある企業の攻めの経営を強力にバックアップするよう求めている。要望項目数は合計47（うち新規項目18）。

【特徴的な要望項目】

成長志向型中堅・中小企業への支援策強化

「環境産業革命」への積極的対応（本文2ページ）

環境・エネルギー産業への参入に向けた技術マッチング強化

優れた技術を持つ中堅・中小企業の環境・エネルギー産業への参入を促進するため、省エネ・環境技術のマッチングコーディネーター制度を創設すべき。

設備投資・研究開発の促進

国際競争力強化に向け、最新の省エネ設備の導入を一層加速させるため、税額控除を



認めるなど資源生産性向上促進税制をさらに拡充すべき。同時に、環境技術分野における研究開発減税の特例措置を創設すべき。

環境・エネルギー産業の市場創出に向けた施策強化

わが国が世界に先んじて、環境貢献型の社会システムを構築するためには、関連マーケットの創出・拡大が急務。このため、幅広い分野でのエコ対応製品・サービスの導入に向けたインセンティブを一層強化すべき。

大阪湾岸地域（パネルベイ）への施策の集中投下

大阪湾岸地域を環境・エネルギー分野の先行モデルエリアとして振興するため、工場立地規制の大幅緩和、関連予算の集中投入など、幅広い施策展開をすべき。同時に、中堅・中小企業の保有する優れた技術・アイデアを大企業につなげるマッチング事業を積極的に推進するなど、企業間のコンバージェンス（融合）を促すべき。

モノづくり中堅・中小企業の医療関連産業への進出支援（本文3ページ）

成長分野の一つと目される医療機器産業への中堅・中小企業の参入を図るため、中堅・中小モノづくり企業と、医療機器メーカーとのアライアンスを促進するコーディネーターの確保とその活動費を拡充すべき。

当面の危機脱出策の拡充

資金繰り支援策の円滑な実施と機動的拡充（本文6ページ）

「緊急保証」「セーフティネット貸付」の実施に際し、一層スピーディな対応を図るとともに、今年度末までとされている取扱期間を当面延長すべき。さらに、大企業に比べ体力の脆弱な中堅企業についても、保証・貸付の対象とすべき。

雇用セーフティネット施策の円滑な実施と機動的拡充（本文7ページ）

雇用のセーフティネットの主軸である雇用調整助成金ならびに中小企業緊急雇用安定助成金の相談・申請受付・審査体制の一層の強化により迅速な給付を期すべき。

地域の中堅・中小企業の活力増進策の拡充（本文8ページ）

中小企業対策予算を一層拡充するとともに、今年度末で適用期限が切れる中小企業投資促進税制の拡充・延長など、中小企業関連税制の改善を図るべき。

「中小企業施策」の適用対象の再検討（本文11ページ）

中小企業基本法で定める中小企業者の定義を超える「中堅企業」は、体力が大企業に比して十分でない一方、様々な「中小企業施策」の対象外となっており、実態に即した施策適用対象の拡大を図るべき。

以上

平成 2 1 年 6 月

平成 2 2 年度中小企業対策に関する要望 ～ 経済危機克服と再成長に向けた支援策の加速化を～

大阪商工会議所

わが国経済は、依然厳しい状況が続いており、今年度中に底打ちできるか否かが当面の最大の課題となっている。他方、「百年に一度の経済危機」と並行して「百年に一度の環境産業革命」がダイナミックに進行するなど、新たな国際競争がスタートしている。

こうした時代の節目にあって、企業の資金繰り・雇用支援など当面の止血策に引き続き万全を期すことはもちろん、不況の只中にあっても、いかに産業のイノベーション創出やフロンティア拡大に向けた絵姿を描き、民間投資を誘導するかが、今後の国の競争力を左右するものと考ええる。

とりわけ、経済社会の大宗を占める中堅・中小企業が、一刻も早く危機を脱するとともに、苦しい中にあっても次なる成長を見据えた攻めの準備を円滑に進めることができるよう、強力にバックアップしていくことが肝要である。

かかる観点から、政府・与野党におかれては、中堅・中小企業対策の重要性を十分認識し、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

(印 = 新規要望項目)

成長志向型中堅・中小企業への支援策強化

政府の数次にわたる経済対策により、当面の止血策は徐々に成果もあがりつつある。今後、安全網の整備と並行して重要となるのは、有効需要を増やし経済のパイ拡大を図ることにより、受注を増やし新たな雇用を創出していくことと考える。その際、単に短期的な需要不足を埋めるだけではなく、再成長を強く意識し、わが国が世界市場で比較優位に立てる産業を振興していくことが重要である。

とりわけ、既存事業の深耕や、次代の成長産業分野に参入しようとする中堅・中小企業を全力で支援されたい。

1 雇用創出と経済成長に寄与する既存事業の深耕や新分野への進出支援

不況下にあっても、新たな成長に向け、既存事業の深耕や新分野への進出を目指す中堅・中小企業をバックアップするため、幅広い事業分野における設備投資、研究開発、試作品開発、販路開拓などに関する支援施策パッケージ（投資減税、費用助成、無担保融資など）を強化されたい。

とりわけ、環境、医療機器、サービス産業など今後マーケットの拡大が期待される分野への中堅・中小企業の進出を積極的に支援されたい。

(1) 「環境産業革命」への積極的対応

今後の有望市場である環境・エネルギー産業への中堅・中小企業の参入をサポートするとともに、省エネ・環境対策を進める企業への環境対応機器導入支援策を強化し、産業界全体としての需給両面にわたる取り組みを促進されたい。

環境・エネルギー産業への参入に向けた技術マッチング強化

わが国が有する世界最高水準の省エネ技術を更に強化するためには、優れた技術を持つ企業同士の事業連携を促進させることが肝要である。そこで、省エネ・環境技術のマッチングコーディネーター制度の創設や、省エネ技術・環境技術を持つ優良企業リストの策定・紹介など幅広い支援策を通じ、中堅・中小企業の環境・エネルギー産業への参入を促進されたい。

設備投資・研究開発の促進

省エネ設備の即時償却制度が導入されるなど、設備投資減税に関し一定の進展を見たところであるが、国際競争力強化に向けた最新設備の導入を一層加速させるため、税額控除を認めるなど資源生産性向上促進税制をさらに拡充されたい。また、省エネ・新エネ関連設備導入補助金に関しては、申請手続きの簡素化や小規模設備・少額投資でも適用可能とするなど一層の要件緩和を図る一方、金融支援策の拡充など、中堅・中小企業における環境対策が一気に進むよう、施策強化を図られたい。同時に、環境技術分野における研究開発減税の特例措置を創設されたい。

さらに、省エネ・新エネ関連設備の生産者を対象とする支援制度を設けられたい。

環境・エネルギー産業の市場創出に向けた施策強化

わが国が世界に先んじて、環境貢献型の社会システムを構築するためには、関連マーケットの創出・拡大が急がれる。このため、幅広い分野でのエコ対応製品・サービスの導入に向けたインセンティブを一層強化されたい。

「国内クレジット制度」(国内CDM)の活用促進

中堅・中小企業の「国内クレジット制度」(国内CDM)の積極活用を促すためには、自社のエネルギー使用量の現状把握と、省エネ後のコスト削減効果が具体的に認識できることが鍵となる。このため、省エネ無料診断の拡充や、使用量の把握が容易な機器・システムの導入支援を図られたい。

中堅・中小企業向け支援メニューのパッケージ化

様々な省エネ・新エネに関する支援メニューが打ち出されていることを歓迎するが、所管省庁が多岐にわたり中堅・中小企業にとっては分かりづらい側面もある。そこで、支援メニューのパッケージ化・申請窓口の集約化などにより、その活用を促進されたい。

大阪湾岸地域（パネルベイ）への施策の集中投下

大阪湾岸地域（パネルベイ）は、太陽電池をはじめ環境・エネルギー関連分野などにおいて世界トップクラスの集積が進んでおり、次世代を担う先端産業の戦略拠点として振興することが、国全体の産業活力増進に資すると考える。このため、先行モデルエリアとしての工場立地規制の大幅緩和、関連予算の集中投入など、幅広い分野での施策を展開されたい。

同時に、先端産業と中堅・中小企業とのコンバージェンス（融合）を促すため、中堅・中小企業の保有する優れた技術・アイデアを、事業化力のある大企業につなげ、新たな製品の創出を図るマッチング事業を積極的に推進されたい。

（２）モノづくり中堅・中小企業の医療関連産業への進出支援

高い技術力を活かして新たな産業分野に進出する中堅・中小企業をサポートするため、研究開発助成や販路開拓支援策を拡充されたい。

その一環として、成長分野の一つとして注目されている医療機器産業への中堅・中小企業の参入を促進するため、下記の措置を図られたい。

中堅・中小モノづくり企業が、医療現場のニーズ・研究成果や、医療機器メーカーとのアライアンスによる部材供給・OEMなどに的確に対応するためには、自社の保有技術の医療分野への応用など、メディカル・バイオとエンジニアリング双方に高い知見を有するコーディネーターが不可欠である。そのための活動費を拡充されたい。

薬事法、特許、PLなど医療機器開発特有の問題に対応できる専門家の指導が受けられるよう、新たな制度を創設されたい。

開発を検討する医療機器分野の市場調査や販路開拓を支援するための費用助成策を設けられたい。

（３）サービス産業のイノベーション促進

サービス産業は、わが国GDPの約7割を占め、今後の成長エンジンとなることが期待されている。先端的なサービス産業の創造、既存事業の生産性向上を加速させるため、産学官連携による実証的研究や成果の中堅・中小企業へのフィードバック、製造業など異業種との融合・コラボレーションの推進を図ることが重要である。そのため、産学官が連携して推進する、サービス産業分野における地域のプラットフォームの運営を積極的に支援されたい。

2 金融面での支援措置の強化

(1) 担保・保証人に依存しない資金供給制度の拡充

新規事業分野に挑戦する中堅・中小企業をバックアップするため、政府系金融機関等における無担保貸付・経営者本人保証免除貸付について、利用条件を緩和するとともに金利引き下げや貸付期間の延長を図られたい。

(2) 動産担保（知的財産）融資の促進

不動産担保や個人保証のみに依存しない動産（売掛債権・在庫など）や知的財産を担保にした融資を促進するため、担保価値を評価できる統一基準の作成や、動産担保評価に関する専門人材の育成など、環境整備をさらに進められたい。

3 アジアの成長を取り込むための支援策の強化

幅広い産業分野において、国際競争力を堅持・向上するとともに、海外マーケットを拡大していくことは、わが国の成長のダイナミズムを生み出す鍵である。このため、アジアをはじめとする海外市場への中堅・中小企業の進出をサポートするため、海外見本市・商談会への出展補助、海外特許の調査・申請手続きサポート、金融支援、海外企業とのマッチングに関するハンズオン支援などを一層拡充されたい。

4 立地規制の一層の緩和

(1) 企業立地促進法における支援策の拡充

大阪湾岸はじめ地域の企業集積に大きな効果があがりつつある企業立地促進法に関し、対象業種の拡大・適用要件の緩和など支援策の一層の拡充を図られたい。

(2) 地域中堅・中小企業を含む工場集積の維持・拡充に向けた施策強化

近年、都市部の工場集積地域を中心に工場跡地への住居の進出が増加し、事業者間の緊密な連携を通じて蓄積されたモノづくり力の低下が危惧されている。そこで、一定規模以上の都市部の工場集積地については、住宅よりも工場立地を優先させるなど、産業競争力の維持・向上と地域の生活環境との両立を目指した土地利用策を検討されたい。

加えて、工場跡地を行政が取得ないしは借り上げ、貸し工場を建設するなど、産業集積を維持する方策を検討されたい。

(3) 産業と環境とが共生する先進的な地域づくりに向けた支援策の拡充

産業と環境とが共生する先進的な地域づくりのため、次の規制緩和を進められたい。

工場立地法における生産施設面積規制の撤廃や緑地規制のさらなる緩

和を図られたい。

従来よりも温室効果ガス削減効果が認められる新技術導入工場の建設に際しては、その効果の一定割合を環境施設面積率に算入する新手法の導入を検討されたい。

環境負荷軽減に貢献する太陽電池施設エリアを環境施設面積率に算入されたい。

省エネルギー・創エネルギーに資する設備を導入した企業について、設備の敷設面積に応じて工場の容積率を割増すなどの規制緩和を図られたい。

5 新たな社会経済的課題への対応支援

不況脱出期を見据え、再成長を目指す中堅・中小企業が、過大な負担なく新たな社会経済的課題にも的確に対応できるよう、環境整備を図られたい。

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用支援策の拡充

中堅・中小企業が新型インフルエンザ、自然災害など不測の事態に適切に対応し、経営への影響を最小限にとどめるためには、事業継続計画（BCP）の策定と実施体制の構築が肝要である。そこで、その策定・運用費用に関する支援制度を拡充されたい。

(2) 裁判員制度協力への環境整備

経営者や従業員が裁判員に選ばれ、一定期間業務を離れる場合、人員に余裕のない中堅・中小企業にとって、事業に大きな影響を与えかねないため、その運用にあたっては、企業経営への影響を最小限に抑えるよう十分配慮されたい。法令では、「事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある」場合を、裁判員の辞退理由の一つにあげているが、中堅・中小企業の経営実態に即し、柔軟に運用されたい。加えて、代替人員確保のための支援制度創設を検討されたい。

(3) 消費者保護行政の強化に伴う中堅・中小企業の対応支援

消費者庁の発足など消費者保護行政強化の動きは一定理解できるが、富を生む企業活動が萎縮しないようバランスに十分配慮されたい。とりわけ、中堅・中小企業が過大な負担なく対応できるよう、環境整備を図られたい。

消費者庁が所管する法令の多くが、関係省庁との共管になっており、新組織発足後の管轄が複雑にならないよう運用面で十分留意されたい。特に中堅・中小企業の場合、関係法令の専門知識が必ずしも十分でなく、こういった場合に違反行為に該当するののかについて把握していないケースも見られる。ついては、消費者行政に関わる全ての法令に関し、企業サイドからの相談や指導を行うワンストップ窓口の設置など支援体制の充実を図られたい。

消費者行政は、悪質な業者の排除を主眼に置き、一律的な規制強化は極力抑えられたい。また、社内体制の整備を過度に求めたり、関係事務手続きが煩雑にならないよう運用されたい。

当面の危機脱出策の拡充

1 資金繰り支援策の円滑な実施と機動的拡充

緊急保証やセーフティネット貸付については、数次の経済対策で順次拡充されてきたところであるが、本来健全な企業が資金繰りのために苦境に陥ることのないよう、引き続き政策の柱として円滑に推進されたい。

(1) 緊急保証の円滑な実施と一層の拡充

円滑な申請やスピーディな保証認定がなされるよう、対応窓口ならびに審査体制を一層強化されたい。

経済情勢に応じ、保証枠・無担保枠の拡大に機動的に対応されたい。

保証料率の引き下げを図られたい。

平成22年3月末までとされている取扱期間を、景気回復が明らかになるまで当面延長されたい。

(2) セーフティネット貸付の円滑な実施と一層の拡充

円滑な申請やスピーディな融資実行がなされるよう、対応窓口ならびに審査体制を一層強化されたい。

経済情勢に応じ、融資枠の拡大、無担保・無保証人融資の要件緩和や金利引き下げを図られたい。

平成22年3月末までとされている取扱期間を、景気回復が明らかになるまで当面延長されたい。

(3) 緊急保証・セーフティネット貸付の中堅企業への対象拡大

厳しい経済情勢を乗り切るため、大企業に比べ体力の脆弱な中堅企業についても、幅広く緊急保証やセーフティネット貸付の対象とされたい。同時に、中堅企業の資金需要に対応した保証枠・融資枠を確保されたい。

(4) 公的金融機能の堅持

日本政策金融公庫や、商工組合中央金庫（「危機対応円滑化業務」指定金融機関）が、金融セーフティネット機能を引き続き最大限に発揮し、生き残りをかけた中堅・中小企業の資金繰り支援に万全を期すことができるよう、組織・財政面での環境整備を行われたい。

(5) 「危機対応円滑化業務」の指定金融機関の拡大

日本政策金融公庫の行う「危機対応円滑化業務」は、その指定金融機関に商工組合中央金庫と日本政策投資銀行の2行しか指定されておらず、制

度の普及には自ずと限界がある。そこで、広く一般の民間金融機関を指定金融機関として活用できるよう、貸し倒れが生じた場合に全額補填するなど、リスク低減策を検討されたい。

2 雇用セーフティネット施策の円滑な実施と機動的拡充

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金ははじめ、雇用のセーフティネット機能については、数次の経済対策で順次拡充されてきたところであるが、引き続き政策の柱として円滑に推進されたい。

(1) 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金のより迅速な対応

雇用のセーフティネットの主軸である雇用調整助成金ならびに中小企業緊急雇用安定助成金の相談・申請受付・審査体制の一層の強化により迅速な給付を期するとともに、引き続き十分な財源手当てを講じられたい。また、中小企業緊急雇用安定助成金の適用期間は「当面の間」とされているが、経済が力強い回復軌道に乗ったことが確認されるまで継続されたい。

(2) 職業能力開発支援策の強化

職業訓練支援策の拡充

中堅・中小企業が、各社の中核となる人材や時代のニーズに即応できる従業員を育成するため、キャリア形成促進助成金を一層拡充するなど職業訓練支援策を精力的に実施されたい。

ジョブ・カード制度の活用促進

ジョブ・カード制度の活用を促進するため、訓練実施企業に対する助成制度を一層拡充するとともに、地域ジョブ・カードセンターの体制・人員の強化、ハローワーク、ジョブカフェ、民間職業紹介会社などにおける制度の周知徹底などに努められたい。また、訓練カリキュラム認定にあたっては、申請書類の一層の簡素化を図られたい。同時に、ハローワークなどにおいて、求職者に対する有期実習型訓練への誘導やマッチングを強力に推進されたい。

(3) 就労・雇用促進税制の構築

人材確保支援税制の創設

厳しい経済情勢にあっても、新規に人材を確保しようとする中堅・中小企業を支援するため、トライアル雇用期間中の従業員の人件費や、人材募集費用の一定割合の税額控除を認める支援税制を創設されたい。

正規雇用促進税制の創設

雇用の安定に資する企業を支援するため、全従業員に占める正規雇用の割合が一定以上の企業に対し、人件費の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

(4) 離職者支援策の拡充

離職者の再就職支援を手厚くするため、労働移動支援助成金の金額・期間を拡充されたい。

(5) 労働規制の一律強化反対

雇用情勢悪化の根本原因は需要不足による仕事量の急減であり、企業の業況が厳しい中で労働規制を強めれば、とりわけ体力の乏しい中堅・中小企業の経営に大きな打撃になると懸念する。

特に、「製造業派遣」や「登録型派遣」の禁止など派遣規制を強化すれば、かえって雇用機会の喪失につながりかねないことや、事業所の海外移転が加速する可能性もあるなど、国内雇用のパイ全体を収縮させるおそれもある。労働者派遣法の規制強化には慎重を期されたい。

(6) 職場体験・インターンシップの受入れ促進

小・中学生を含む学生時代における勤労観・職業観の育成を目指す職場体験・インターンシップの促進を図るため、受入れ先となる中堅・中小企業を対象にした助成制度を創設されたい。

地域の中堅・中小企業の活力増進策の拡充

1 全国レベルでの小規模事業経営支援事業費の十分かつ安定的な確保

未曾有の経済危機の中、地域経済と雇用を守るセーフティネットとして、小規模事業対策は、全国レベルで十分かつ安定的な実施体制および予算が確保される必要がある。そこで、地域によってその水準に大きな格差が生じないように、国が責任をもって、全国的な基準や指針を都道府県に対し提示・指導するなど、小規模事業経営支援事業の実施体制や予算確保に向けた働きかけを積極的に行われたい。

2 中小企業対策予算の一層の拡充

わが国経済の活力の源泉である中堅・中小企業の育成・支援策を一層充実させるため、中小企業対策費を拡充されたい。とりわけ、経営力向上や新事業展開、経営承継、事業再生など中堅・中小企業が直面する課題に対しワンストップ支援を行う「経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業（地域力連携拠点事業）」や「中小企業再生支援協議会」関連の予算を拡充されたい。

3 中小企業関連税制の一層の改善

(1) 新たな事業承継税制の円滑な運用

事業承継税制は、平成20年度に大幅改正されたところであり、今後の効果に期待している。引き続き運用実態を注視し、より使いやすい制度となるよう不断の見直しを続けられたい。

(2) 投資促進税制の拡充

能力増強・新分野進出を支援するため、中小企業投資促進税制や少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・延長など、投資促進税制を一層強化されたい。

(3) 法人実効税率の引き下げ

国際競争力強化の観点から、法人実効税率(約40%)を、わが国の中堅・中小企業の主な競争関係国である、アジア諸国並み(約30%)に引き下げられたい。

また、昭和56年度改正以来据え置かれている、中小法人の軽減税率の適用所得範囲(現行：800万円以下)を引き上げられたい。

(4) 固定資産税の軽減、事業所税の廃止

都市部における企業の固定資産税負担は重く、地域産業の競争力を低下させる一因にもなっていることから、土地の収益力に応じた課税方法に見直されたい。また、魅力ある都市づくりを促進するため、一定期間以上、所有・納税した企業を対象に、納税期間に応じ段階的に税負担を軽減する措置を創設されたい。

加えて、都市インフラを有効活用した新たな事業展開を促進するため、都市部で事業を行う法人・個人のみ課税されている事業所税は廃止されたい。

(5) 同族会社の留保金課税制度の撤廃

同族会社に対して二重の税負担を強い、内部留保による資本充実を阻害している留保金課税(資本金1億円以下の中小法人は適用対象外)については、完全撤廃に向け適用除外対象の拡大を図られたい。

4 中堅・中小企業金融・共済の拡充

(1) 政策金融機関における中堅・中小企業向け融資機能の維持・強化

急速な業況悪化に苦しむ中堅・中小企業や小規模事業者の資金調達を支援するため、日本政策金融公庫は、統合によるシナジー効果を発揮し、民間では十分な対応が困難な融資機能の強化を図られたい。具体的には、政策金融の役割に即して、引き続き長期的な視点に立って円滑かつ安定的な資金供給が行われるよう、政府が責任を持って指導されたい。

(2) マル経融資制度の一層の拡充

小規模事業者経営改善資金融資制度については、商業・サービス業の従業員規模要件の拡大を図られたい。また、貸出実績が伸び悩んでいる現状に鑑み、利用者の実績（利用歴、返済実績など）を評価し、金利の優遇など融資条件を弾力的に緩和し利用促進に結びつくような仕組みを創設されたい。

(3) 共済制度の充実

特定退職金共済制度における加入対象者の範囲拡大

現在、中小企業退職金共済制度における加入対象者の範囲に関する検討が行われているが、範囲が拡大される場合は、類似の制度である特定退職金共済制度においても、制度の特徴を損なうことのないよう、同様の措置を取られたい。

中小企業倒産防止共済制度の拡充

現在、本制度の見直しが検討されているが、掛金限度額や貸付限度額の引き上げについて速やかな実現を期されたい。あわせて、貸付手続きの簡略化についても検討されたい。

5 下請適正取引の推進

わが国の産業競争力を支える中堅・中小企業の育成・振興を図るため、「下請かけこみ寺」の積極活用や、価格転嫁の動向のきめ細かいフォローアップなど、下請取引の適正化に向けた取り組みを着実に推進されたい。

6 経済成長を支える知財の保護・活用

(1) 国際競争力の源泉である知的財産保護に向けた取り組み強化

中堅・中小企業を含むわが国の産業界全体が競争優位を高めるためには、国をあげた保護が極めて重要である。IT技術や省エネ・環境分野をはじめ、わが国企業が有する高度な技術や独自の製品・ノウハウなど貴重な知的財産が、今後一層の拡大が期待される海外市場において十分保護されるよう取り組みを一層強化されたい。

(2) サービス産業の経営ノウハウの知的財産化促進

サービス産業では、企業が生み出した新たなサービスやノウハウが容易に模倣され、その優位性が比較的短期間で消滅するため、付加価値の維持・向上を図ることが困難である。そのため、企業が開発・提供するサービスやノウハウの新規性・優位性・革新性などの特徴はもとより、各種マニュアルや経営管理形態を含む事業・業務・サービスなど経営ノウハウ全般を知的財産として保護し、世界規模で特許化できる制度・システムを早急に研究・創設されたい。

(3) 動産担保(知的財産)融資の促進(再掲)

不動産担保や個人保証のみに依存しない動産(売掛債権・在庫など)や知的財産を担保にした融資を促進するため、担保価値を評価できる統一基準の作成や、動産担保評価に関する専門人材の育成など、環境整備をさらに進められたい。

7 商業活性化・まちづくり支援の拡充

(1) 地域商業支援策の拡充

大型商業施設との競合、経営者の高齢化や後継者難など厳しい経営環境に直面する商店街の活性化に向け、地域商業者のニーズに沿った中小商業活性化関連事業の強化をはじめ商業関連予算の拡充を図られたい。

あわせて、各商店街独自の財源確保に資するため、ストリート広告などの実施にあたって障壁となっている各種規制の緩和と自治体への周知徹底を図られたい。

(2) 都市型ツーリズム振興のための施策強化

観光立国の推進に不可欠な「都市型ツーリズム」「着地型観光」に資するため、商店街をはじめ地元コミュニティによる、地域の価値向上を図る諸活動について支援策を強化されたい。その一環として、商店街が実施する文化・教養事業に関しても、国などの助成金の対象として積極的に認定されたい。

「中小企業施策」の適用対象の再検討

1 緊急保証・セーフティネット貸付の中堅企業への対象拡大 (再掲)

厳しい経済情勢を乗り切るため、大企業に比べ体力の脆弱な中堅企業についても、幅広く緊急保証やセーフティネット貸付の対象とされたい。同時に、中堅企業の資金需要に対応した保証枠・融資枠を確保されたい。

2 「中小企業施策」の適用対象の再検討

中小企業基本法で定める中小企業者の定義を超える「中堅企業」は、体力が大企業に比して十分でない一方、様々な「中小企業施策」の対象外となっている。他方、こうした中堅企業は地域経済の要となっている場合も多く、その振興は重要な産業政策であると考えられる。そこで、まずは「中小企業施策」の適用対象について、改めてニーズ調査・研究の機会を設けるとともに、実態に即した適用対象の拡大と中小企業対策予算の増額を図られたい。

以上

大阪商工会議所 平成22年度中小企業対策に関する要望 ポイント

平成21年6月

テーマ：経済危機克服と再成長に向けた支援策の加速化を

(印 = 新規要望項目)

わが国経済は、依然厳しい状況が続いており、今年度中に底打ちできるか否かが当面の最大の課題。他方、「百年に一度の経済危機」と並行して「百年に一度の環境産業革命」がダイナミックに進行するなど、新たな国際競争がスタート。

こうした時代の節目にあって、企業の資金繰り・雇用支援など当面の止血策に引き続き万全を期すことはもちろん、不況の只中にあっても、いかに産業のイノベーション創出やフロンティア拡大に向けた絵姿を描き、民間投資を誘導するかが、今後の国の競争力を左右する。

とりわけ、経済社会の大宗を占める中堅・中小企業が、一刻も早く危機を脱するとともに、苦しい中にあっても次なる成長を見据えた攻めの準備を円滑に進めることができるよう、強力にバックアップしていくことが肝要。

成長志向型中堅・中小企業への支援策強化

1 雇用創出と経済成長に寄与する既存事業の深耕や新分野への

進出支援：幅広い事業分野の支援策パッケージの強化

(1) 「環境産業革命」への積極的対応

環境・エネルギー産業への参入に向けた技術マッチング強化

設備投資・研究開発の促進

環境・エネルギー産業の市場創出に向けた施策強化

「国内クレジット制度」(国内CDM)の活用促進

中堅・中小企業向け支援メニューのパッケージ化

大阪湾岸地域(パネルベイ)への施策の集中投下

(2) モノづくり中堅・中小企業の医療関連産業への進出支援

(3) サービス産業のイノベーション促進

2 金融面での支援措置の強化

(1) 担保・保証人に依存しない資金供給制度の拡充

(2) 動産担保(知的財産)融資の促進

3 アジアの成長を取り込むための支援策の強化

：海外マーケットへの進出支援

4 立地規制の一層の緩和

(1) 企業立地促進法における支援策の拡充

(2) 地域中堅・中小企業を含む工場集積の維持・拡充に向けた施策強化

(3) 産業と環境とが共生する先進的な地域づくりに向けた支援策の拡充

ほか

当面の危機脱出策の拡充

1 資金繰り支援策の円滑な実施と機動的拡充

(1) 緊急保証の円滑な実施と一層の拡充

(2) セーフティネット貸付の円滑な実施と一層の拡充

(3) 緊急保証・セーフティネット貸付の中堅企業への対象拡大

(4) 公的金融機能の堅持

(5) 「危機対応円滑化業務」の指定金融機関の拡大

2 雇用セーフティネット施策の円滑な実施と機動的拡充

(1) 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金のより迅速な対応

(2) 職業能力開発支援策の強化

職業訓練支援策の拡充

ジョブ・カード制度の活用促進

ほか

「中小企業施策」の適用対象の再検討

1 緊急保証・セーフティネット貸付の中堅企業への対象拡大

(再掲)

2 「中小企業施策」の適用対象の再検討

地域の中堅・中小企業の活力増進策の拡充

1 全国レベルでの小規模事業経営支援事業費の

十分かつ安定的な確保

2 中小企業対策予算の一層の拡充

3 中小企業関連税制の一層の改善

(1) 新たな事業承継税制の円滑な運用

(2) 投資促進税制の拡充

(3) 法人実効税率の引き下げ

(4) 固定資産税の軽減、事業所税の廃止

(5) 同族会社の留保金課税制度の撤廃

4 中堅・中小企業金融・共済の拡充

5 下請適正取引の推進

6 経済成長を支える知財の保護・活用

7 商業活性化・まちづくり支援の拡充